

環境適発第 2503031 号
環境規発第 2503033 号
令和 7 年 3 月 3 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 6 号）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 7 号。以下「改正基準省令」という。）がいずれも令和 7 年 3 月 3 日に公布され、同年 4 月 1 日（一部規定は令和 8 年 4 月 1 日）から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に基づく環境基準のうち、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（令和 3 年 10 月環境省告示第 62 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（令和 3 年 10 月環境省告示第 63 号）が令和 3 年 10 月 7 日に告示され、六価クロムについての公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準並びに大腸菌群数についての生活環境の保全に関する環境基準が改正された。当該改正を踏まえた今般の省令改正の趣旨は、以下のとおりである。

- 1 一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条第 2 項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第 7 条第 14 号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）から排出される放流水及び保有水等の六価クロム化合物及び大腸菌群数に係る基準の改正
- 2 廃棄物最終処分場（一般廃棄物最終処分場並びに遮断型最終処分場（令第 7 条第 14 号イに規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。）、安定型最終処分場（令第 7 条第 14 号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場をい

う。以下同じ。)の周縁地下水の六価クロムに係る基準及び安定型最終処分場の浸透水の六価クロムに係る基準の改正

- 3 し尿処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。)から排出される放流水の大腸菌群数に係る基準の改正

第2 改正の内容

- 1 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)別表第1関係)

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水及び保有水等に係る六価クロム化合物の基準値を六価クロム0.5 mg/Lから六価クロム0.2 mg/Lに、大腸菌群数の基準を大腸菌群数3,000 個/cm³から大腸菌数800 コロニー形成単位/mLに改正したこと。

- 2 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正(基準省令別表第2関係)

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係る六価クロムの基準値を0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに改正したこと。

- 3 し尿処理施設の技術上の基準改正(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条第2項第10号及び第4条の5第2項第11号関係)

し尿処理施設の放流水に係る大腸菌群数の基準を大腸菌群数3,000 個/cm³から大腸菌数800 コロニー形成単位/mLに改正したこと。

- 4 廃棄物最終処分場に係る経過措置(改正基準省令附則第2条関係)

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、2年以上に渡り、保有水等の水質検査を行うことが必要であるが、今般の改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の保有水等に係る基準に適合しているかを判断する経過措置を設けたこと。

第3 施行期日

- 1 令和7年4月1日(大腸菌群数に係る改正)
- 2 令和8年4月1日(六価クロム化合物及び六価クロムに係る改正)